

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	川口市 児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童扶養手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和8年8月18日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	・児童扶養手当法、同施行令及び同施行規則に基づき、父母の離婚、父母いずれかの死亡、父又は母に一定の障害があるなどの児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。または、20歳未満で心身に一定の障害のある児童）を養育している父子又は母子家庭等に対し、児童扶養手当の支給事務を行っている。 ・特定個人情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。 ① 児童扶養手当の認定請求書に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 認定した申請者情報をシステム内に記録する。 ② 児童扶養手当の額の改定に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 認定した申請者情報をシステム内に記録する。 ③ 未支払の児童扶養手当の請求に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 認定した申請者情報をシステム内に記録する。 ④ 児童扶養手当の現況届に関する請求を受理し、その届出に係る審査、認定を行う。 （子育てワンストップサービスによる電子申請を含む） 認定した申請者情報をシステム内に記録する。 ⑤ 対象者の申請に応じて口座振替を基本とし、支給事務を行う。 ⑥ ①～④の審査のために必要な情報を、市民課、市民税課等及び他市町村（情報提供ネットワーク）、又は関係機関へ照会する。または他市町村からの照会に対し児童扶養手当に関する情報提供を行う。
③システムの名称	・児童福祉システム ・個人住民税システム ・共通基盤システム（庁内連携システム） ・団体内統合宛名システム ・住登外管理システム ・中間サーバ ・既存住民基本台帳システム ・障害者福祉システム ・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17・20・42・89・90・125・141・155・161の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(児童扶養手当関係情報)」が含まれる項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 子ども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)川口市青木2-1-1 048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)川口市青木2-1-1 048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当支給事務では、上記のほか、あらゆる局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	川口市情報セキュリティ規程及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・技術的安全管理措置を講じるとともに、 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管すること、 ・不要文書を廃棄する際は特定個人情報が記載された書類が混入していないか複数人による確認を行ったことを確認すること を徹底する運用としている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	－	【別表第2における情報提供】（追加） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12・19・35・36・44条 【別表第2における情報照会】（追加） 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	－	（子育てワンストップサービスによる電子申請を含む）	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年10月25日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－③システムの名称	－	・サービス検索・電子申請機能	事前	子育てワンストップサービス本格運用開始前の見直しであり、重要な変更にあたらぬ。
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	子ども育成課長 板倉 誠	子ども育成課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和1年6月28日	IVリスク対策	－	追加項目	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・別表第2（第13・16・26・30・47・64・65・87・116の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12・19・35・36・44条	【別表第2における情報提供】 ・別表第2（第13・16・26・30・47・64・65・87・106・116の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10の3・12・19・26の2・35・36・44・53・59の2条	事後	番号法及び主務省令の改正による変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目－1対象人数－いつ時点の計測か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和2年10月22日	Ⅱしきい値判断項目－2取扱者数－いつ時点の計測か	平成27年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(児童扶養手当関係情報)」が含まれる項) (以下略) 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) (以下略)	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(児童扶養手当関係情報)」が含まれる項) (以下略) 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) (以下略)	事後	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う号ずれにかかる変更
令和4年3月2日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－①部署	川口市子ども部子ども育成課	川口市子ども部子育て支援課	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和4年3月2日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	子ども育成課長	子育て支援課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(児童扶養手当関係情報)」が含まれる項) (中略) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10の3・12・19・26の2・35・36・44・53・59の2条) 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) (以下略)	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(児童扶養手当関係情報)」が含まれる項) (中略) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10の3・12・19・26の2・35・36・44・53・59の2の2条) 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) (中略) ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの	事前	公的給付支給等口座登録制度開始に伴う変更
令和8年2月3日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- ③ システムの名称	共通基盤システム(庁内用連携システム)	共通基盤システム(庁内連携システム)	事後	システム表記の統一によるものであり、重要な変更には該当しない
令和8年2月3日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- ③ システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)	団体内統合宛名システム	事後	システム表記の統一によるものであり、重要な変更には該当しない
令和8年2月3日	I 関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務- ③ システムの名称	税宛名管理システム	住登外管理システム	事後	システム表記の統一によるものであり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月3日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の37項 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第29条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事後	番号法の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月3日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(児童扶養手当関係情報)」が含まれる項) ・別表第2(第13・16・26・30・47・64・65・87・106・116の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10の3・12・19・26の2・35・36・44・53・59の2の2条 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができる」とされている項) ・別表第2(第57の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの	【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条 ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの 【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17・20・42・89・90・125・141・155・161の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条別表の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(児童扶養手当関係情報)」が含まれる項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事後	番号法別表の改正に伴う変更
令和8年2月3日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月3日	Ⅱしきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない
令和8年2月3日	Ⅳリスク対策－8. 人手を介在させる作業		項目追加及び以降の項目の番号ずれ	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和8年2月3日	Ⅳリスク対策－11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない
令和8年8月18日	Ⅱしきい値判断項目－1. 対象人数－評価対象の事務の対象人数は何人か	3) 1万人以上10万人未満	2) 1,000人以上1万人未満	事後	しきい値判断の再実施による変更であり、重要な変更には該当しない